

厚生労働省におけるグローバル・ヘルスに関する人材・体制強化について

趣旨

- わが国が、グローバル・ヘルス・リーダーとして世界の保健医療を牽引していくためには、世界の最新情報や学術論文を即時適切に収集・分析し、日本の知見を国内外に発信する体制の構築とともに、厚生労働省内の人材の環流や職員のキャリア開発の支援による組織のパフォーマンス向上を図ることが必要（保健医療2035報告書より）
- このため、以下の取り組みを通じて、グローバル・ヘルスに関する人材・体制を強化する。

②米国HHS（保健福祉省）及びCDCへの人材派遣

- 米国HHSやCDCに、厚生労働省職員を継続的に派遣し、危機管理に対応できる人材を育成。
※HHS（健康危機管理部等）、CDC（危機管理部門、インフルエンザ部門等）を想定

④若手厚労省職員における国際キャリアパスの構築

- 国際機関ポストを自らの資質で獲得できる競争力のある人材の育成を目指す。
- 対象者には、WPRO担当官等を出発点に、専門性を高める人事交流等の人事上の配慮
- 対象者は、国際課に併任の上、国際保健に関する懇談会（仮称）事務局業務等のOJTを提供

⑥薬事規制の国際調和推進のための体制の構築

- 国際薬事規制調和戦略について、
○ 継続性・一貫性ある取組の推進のため、国・地域別の担当者制の導入など司令塔機能を発揮するための体制を構築
○ 厚労省／PMDA職員の欧米規制当局へのリエゾン派遣やアタッシュ派遣を実施

③感染症危機管理専門家養成プログラムを通じた人材養成

- 平成27年度は、感染症への知見及び国際経験豊かな4名を採用
- 国内研修を経て、来年よりCDC等での海外研修を予定
- 海外研修には、防衛医官の参加も検討

⑤大臣官房国際課の体制強化

- 国際保健に関する懇談会（仮称）を通じた外部有識者のアドバイスによるパフォーマンスの向上（別添参照）
- 外務省との連携強化により、外交ノウハウを厚生労働行政に導入
- 国際医療研究センター・国際医療協力局との連携強化による機能強化

国際保健に関する懇談会の設置

塩崎大臣

課題の問いかけ

大臣への
インプット

国際保健に関する懇談会(仮称)

・座長:尾身茂(厚生労働省顧問)



- ・厚生労働省に対する国際保健分野のインプット
- ・国際保健に関する最新の知見を収集・共有
- ・国際保健に関する様々な問題について議論

以下のメンバーを想定

- ・大学関係者
- ・国際機関経験者
- ・感染症の専門家
- ※庶務担当:国際課

懇談会の当面の検討内容

・シンクタンク機能の創設

ワーキング・グループ

懇談会の議論を踏まえた実務的議論を担当

- ・産官学から幅広い人材を集める
国際保健に造詣の深い大学・学部
シンクタンク
NGO等市民社会
民間企業、
厚生労働省若手職員 等
- ・国際保健に関する厚生労働省の中心的シンクタンク、国際機関
への派遣人材プール機能として活用(国際保健人材の育成
にも資する)

- ・保健医療2035における国際保健分野への対応
- ・G7サミットへの対応
- ・グローバルヘルスガバナンス(世銀とWHOの関係等)
- ・その他

感染症危機管理専門家養成プログラムの新設について

現状

- エボラ出血熱や鳥インフルエンザなどの新興・再興感染症は、日本国内で経験する機会は少なく、発生国への支援でも日本からの専門家派遣は小規模に留まっている
- 感染症発生時に危機管理対応する専門家は、感染症の知識に加え、行政の知識、国際的な調整力などが求められ、我が国においても体系的な養成の枠組みが求められる
- 人材の層を厚くし、海外での感染症対策を進めることは、国内への侵入のリスクを下げるとともに、国内体制の整備にも資する

対応

- 厚生労働省を中心に、感染症危機管理関係機関(検疫所、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター等)が、ネットワークを構築し、感染症危機管理専門家養成プログラムを新たに設置し、人材育成を行う。

プログラムの概要

- 平成27年度4月に開設
- 卒業後臨床研修を修了し、医師免許取得後5年間の臨床経験又は同等の経験を有する医師を対象
- 標準履修期間は2年間(個々の資質・経験を加味し、柔軟に対応)
- 当面、毎年度5名程度の育成を目指す。平成27年度は4名採用予定。
- 修了者は、厚生労働省において登録を行い、感染症危機事案発生の際の派遣専門家の候補者となる。

プログラムの例

